

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月28日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時田 隆仁
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
【電話番号】	044(777)1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務・知財・内部統制推進本部コーポレートガバナンス法務部 シニアマネージャー 桐野 哲平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)
【電話番号】	03(6252)2220 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務・知財・内部統制推進本部コーポレートガバナンス法務部 シニアマネージャー 桐野 哲平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社及び富士通Japan株式会社（以下、富士通Japan）は、2021年1月28日開催の取締役会において、2021年4月1日を効力発生日として、当社の民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療、教育、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスならびにサービス/プロダクト関連事業（以下、本件事業）を会社分割により富士通Japanに承継させること（以下、本件会社分割）を決議し、本日、分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	富士通Japan株式会社
本店の所在地	東京都港区
代表者の氏名	代表取締役社長 広瀬 敏男
資本金の額	12,220百万円（2020年3月31日現在）
純資産の額	31,028百万円（2020年3月31日現在）
総資産の額	107,760百万円（2020年3月31日現在）
事業の内容	自治体、医療・教育機関、および民需分野の準大手、中堅・中小企業向けのソリューション・SI、パッケージの開発から運用までの一貫したサービス提供。AIやクラウドサービス、ローカル5Gなどを活用したDXビジネスの推進

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	2020年3月期	2019年3月期	2018年3月期
売上高	258,278	226,719	199,949
営業利益	6,517	3,331	1,817
経常利益	6,535	3,491	1,818
純利益	4,293	319	1,072

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
富士通株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	富士通Japanは当社100%出資の連結子会社であります。
人的関係	当社の役職員が富士通Japanの役員を兼任しております。
取引関係	営業上の取引関係があります。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は国内ビジネスにおいて、富士通Japanを中核とする新たなフォーメーションで、日本が抱える多様な社会課題解決や、イノベーションによる地域活性化、Society5.0が目指す超スマート社会の実現を牽引するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を含め、急務となるニューノーマルへの対応などお客様に提供する価値を最大化し、持可能な社会づくりに貢献していくことを目指しています。今回、当社の本件事業を富士通Japanに統合し、全国地域のお客様を担当するビジネス部門を富士通Japanに集結することで、全国地域のお客様におけるICTの高度化や、地域が抱える様々な社会課題の解決、新ビジネス創出を加速します。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

会社分割の方法

当社を分割会社、富士通Japanを承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

富士通Japanに割り当てられる株式はありません。

その他の吸収分割契約の内容

) 分割の日程

当社取締役会決議日 : 2021年1月28日(木)
 吸収分割契約締結日 : 2021年1月28日(木)
 吸収分割効力発生日 : 2021年4月1日(木)(予定)

(注) 本件会社分割は、分割会社である当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、当社の株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

) 承継により増加する資本金

承継により増加する資本金はありません。

) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、本件会社分割に際して、本件事業に係る資産・負債を承継します。なお、本件事業に係る従業員(以下、本件従業員)との雇用契約は承継せず、本件従業員は、効力発生日をもって承継会社に出向します。また承継会社が承継する債務は、重畳的債務引受の方法によります。

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

富士通Japanに割り当てられる株式はありません。

(5) 当該吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	富士通Japan株式会社
本店の所在地	東京都港区
代表者の氏名	代表取締役社長 広瀬 敏男
資本金の額	12,220百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	自治体、医療・教育機関、および民需分野の準大手、中堅・中小企業向けのソリューション・SI、パッケージの開発から運用までの一貫したサービス提供。AIやクラウドサービス、ローカル5Gなどを活用したDXビジネスの推進

以 上